

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和5年5月17日（水）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第34号 山陽小野田市きらら交流館条例の制定について（シティ）
- 2 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
（税務）
- 3 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
（税務）

きらら交流館に係る基本計画（概要版）

計画の目的

本計画は、きらら交流館を市の課題解決や将来像の実現に寄与する施設とするため、きらら交流館をめぐる事業環境をふまえた上で、施設のコンセプトや導入すべき機能、規模、配置計画、官民連携による事業展開のあり方等を明らかにすることを目的とする。

【きらら交流館の周辺環境】



現状と課題

きらら交流館の当初の趣旨： 宿泊研修、野外活動等を通じての学習の場並びにふれあい及び交流の場を提供することにより、生涯学習の推進を図ることを目的とする宿泊研修施設

利用の特徴： 現在の利用者は、近隣にお住まいの高齢者による、入浴や食事での利用が大多数／滞在時間は2時間未満が8割／ヘビーユーザーが多数

きらら交流館の強み・ポテンシャル

日本の夕陽百選「きららビーチ焼野」に面したロケーション／瀬戸内地域の温暖な気候・風土／海と山が一体で楽しめる環境／竜王山公園、ガラス未来館、くぐり岩などの**周辺の資源**

きらら交流館の問題点

施設の老朽化： 設備の老朽化や機能の陳腐化が進行／**市の財政負担：** 毎年の修繕費は増加傾向／**施設の位置づけと実態の乖離：** 「宿泊研修施設」以外のニーズへの対応が不十分、宿泊室の利用者数は近年減少傾向

きらら交流館への期待（上位関連計画等）

- 「活力と笑顔あふれるまち」、「スマイルエイジングできるまち」の実現への寄与
- 竜王山等の周辺地域と一体となった「レクリエーション拠点」としての活性化
- 自然景観・自然環境の優れた海岸と背後の利用施設とを活かしたレクリエーションリゾートゾーンの形成（**焼野海岸C.C.Z.整備事業**）

利用者等のニーズ・意向

- 住民：**地域資源を活かした体験、夕陽・海辺の眺望の活用、周辺施設との連携強化、子ども・若者向けの機能強化、地域の産品が揃う道の駅的機能、地域の活動の場等、施設の魅力向上に期待する声**が挙げられた。
- 利用者・学生：**充実した温浴施設、レストラン・カフェ、散策路等**を望む声比較的多い。
- 健康づくり団体：**子育て支援、高齢者の居場所、食から健康づくりにつながる機能**などを期待する声があった。

事業環境

- 立地：**前面道路の交通量の少なさ、公共交通でのアクセスの不便さ（立ち寄り需要を見込むことは困難）**
- 競合：**宿泊（ビジネス向け）は宇部新川に集積。県内のビーチとしては、「瀬戸内のハワイ」と呼ばれる片添ヶ浜（周防大島町）を含め、環境省が選定する「快水浴場百選」の海水浴場がある（県内5か所）。**
- 商圈：**きらら交流館から車で30分圏の人口は約20.5万人、60分圏の人口は約78.8万人**

先行事例にみる施設づくり

- 青少年教育はもちろんのこと、**幅広い年代が楽しめる施設**としての魅力向上
- 民間事業者の資金・ノウハウ活用による魅力向上と経営の効率化**

課題 ・エリアの活性化や市民の健康づくりなど、きらら交流館の存在価値を、**市のまちづくりの課題解決に波及させることが必要**
・官民連携のもとで、民間事業者のノウハウや資本を活かし、**施設の魅力向上と経営の効率化を図ることが必要**

方針

【きらら交流館のリニューアルコンセプト】

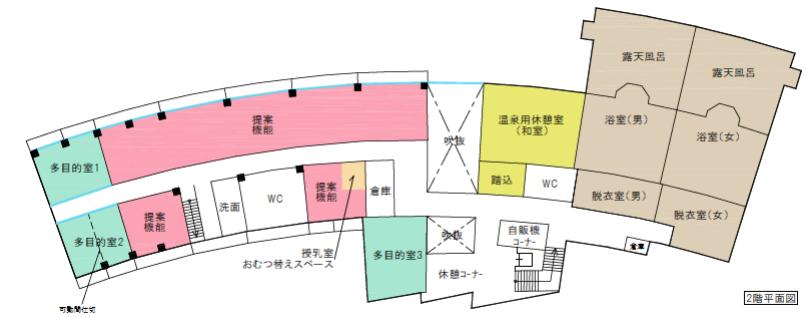
◇焼野海岸・竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する、「**体験・活動拠点**」／◇市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「**生活・交流拠点**」

主なターゲット：**ファミリー（子ども～シニア）・市民**（エリア：山陽小野田市や宇部市を中心とする近隣の居住者（概ね車で30分圏内））

【導入機能・施設・規模】

機能		床面積（単位：㎡）	
		リニューアル	現況
必須機能	飲食	レストラン（厨房含む） カフェ・軽食スペース	230 / 180 60 / -
	物販	直売施設	155 / 12
	温浴（健康）	温浴施設（露天風呂、脱衣室含む） 温浴用休憩室	430 / 425 100 / 100
	情報	情報案内	5 / -
	展示	エントランス&ギャリースペース	20 / 20
交流・子育て	多目的室	140 / 350	
	ビーチサイドテラス 授乳室・おむつ替えスペース	15 / - 7 / -	
提案機能		335	

【リニューアルプラン（平面図）】



【整備イメージ】



山陽小野田市きらら交流館条例（新設）・山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（現行） 比較表

条項	見出し	山陽小野田市きらら交流館条例	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例								
第1条	設置	焼野海岸一帯の地域資源を生かした連携事業や交流イベントの実施、地域の観光情報の発信等を通じて交流人口の拡大を図るとともに、市民生活の憩いの場及び健康な暮らしの支援に寄与する機能を提供し、もって市民の福祉の向上、地域の賑わいの創出を図るため、山陽小野田市きらら交流館（以下「交流館」という。）を設置する。	宿泊研修、野外活動等を通じての学習の場並びにふれあい及び交流の場を提供することにより生涯学習の推進を図るため、宿泊研修施設を設置する。								
第2条	名称及び位置	交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市きらら交流館</td> <td>山陽小野田市大字小野田584番地9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	山陽小野田市きらら交流館	山陽小野田市大字小野田584番地9	宿泊研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館</td> <td>山陽小野田市大字小野田584番地9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	山陽小野田市 宿泊研修施設 きらら交流館	山陽小野田市大字小野田584番地9
名称	位置										
山陽小野田市きらら交流館	山陽小野田市大字小野田584番地9										
名称	位置										
山陽小野田市 宿泊研修施設 きらら交流館	山陽小野田市大字小野田584番地9										
第3条	職員	交流館に館長その他必要な職員を置く。	山陽小野田市 宿泊研修施設 きらら交流館（以下「きらら交流館」という。）に館長その他必要な職員を置く。								
第4条	事業	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公衆浴場に関すること。 (2) 地域の産物等の販売に関すること。 (3) 飲食物の提供に関すること。 (4) 観光その他地域情報の発信に関すること。 (5) 健康づくりの推進に関すること。 (6) 各種イベントその他の交流事業の開催に関すること。 (7) 地域資源との連携に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 研修会、講習会等の生涯学習の場の提供に関すること。 (2) 前号の事業の実施に伴う宿泊に関すること。 (3) 前号に規定する宿泊以外の宿泊に関すること。 (4) 公衆浴場に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。 								
第5条	使用許可	<p>交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) 使用しようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。 	<p>きらら交流館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、きらら交流館の使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は付属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) 使用しようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が不相当と認めるとき。 								

第6条	使用料	<p>使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際に、別表第1から別表第3までの定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料の不足額が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公用若しくは公益のため交流館を使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。</p> <p>3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。</p>	<p>使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際に、別表第1から別表第4までの定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料の不足額が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公用若しくは公益のためきらら交流館を使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。</p> <p>3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。</p>
第7条	使用料の不還付	<p>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
第8条	特別の設備等	<p>使用者は、交流館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>使用者は、きらら交流館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>
第9条	目的以外の使用等の禁止	<p>使用者は、使用許可を受けた目的以外に交流館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	<p>使用者は、使用許可を受けた目的以外にきらら交流館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>
第10条	使用許可の取消し等	<p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 不正の手段をもって使用許可を受けたとき。</p> <p>(5) 公益上その他市長が必要と認めるとき。</p>	<p>教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 不正の手段をもって使用許可を受けたとき。</p> <p>(5) 公益上その他教育委員会が必要と認めるとき。</p>
第11条	原状回復の義務	<p>使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	<p>使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>
第12条	損害賠償	<p>使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。</p>	<p>使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。</p>

第13条	職員の指示	使用者は、交流館の使用については、職員の指示に従わなければならない。	使用者は、 きらら 交流館の使用について、職員の指示に従わなければならない。
第14条	指定管理者	市長は、交流館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に交流館の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合は、第3条の規定は適用しないものとし、第13条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。	教育委員会 は、 きらら 交流館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に きらら 交流館の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に きらら 交流館の管理を行わせる場合は、第3条の規定は適用しないものとし、第13条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。
第15条	指定管理者が行う業務の範囲	前条の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 交流館の使用許可に関する業務 (2) 交流館の維持管理に関する業務 (3) 第4条に規定する事業の企画及び実施に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 2 前項の場合における第5条、第8条、第10条及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。	前条の規定により指定管理者に きらら 交流館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) きらら 交流館の使用許可に関する業務 (2) 第4条に規定する事業の企画及び実施に関する業務 (3) きらら 交流館の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、 教育委員会 が必要と認める業務 2 前項の場合における第5条、第8条、第10条及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「 教育委員会 」とあるのは「指定管理者」とする。
第16条	指定管理者が行う管理の基準	指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に交流館の管理を行わなければならない。	指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他 教育委員会 の定めるところに従い、適正に きらら 交流館の管理を行わなければならない。
第17条	利用料金	第6条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する交流館を利用する者は、指定管理者に交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。	第6条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する きらら 交流館を利用する者は、指定管理者に きらら 交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 利用料金は、別表第1、 別表第2 、 別表第3 及び 別表第4 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。
第18条	委任	この条例に定めるもののほか、交流館の使用について必要な事項は、規則で定める。	この条例に定めるもののほか、 きらら 交流館の使用について必要な事項は、規則で定める。

山陽小野田市きらら交流館条例（新設）・山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（現行）【別表】 比較表

山陽小野田市きらら交流館条例	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例																																													
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>交流館使用料</p> <table border="1" data-bbox="231 552 1394 938"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室1</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。 2 多目的室及び展示ホールの使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額の100分の200相当額を加算して徴収する。 3 多目的室及び展示ホールの使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額（冷暖房に係る使用料を除く。）の100分の50相当額を加算して徴収する。 	区分	金額（1時間につき）	多目的室1	250円	多目的室2	250円	多目的室3	170円	展示ホール	80円	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>きらら交流館使用料 （単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="1570 552 2772 1245"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>2,750</td> <td>4,950</td> <td>6,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円の使用料を加算して徴収する。</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>880</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>880</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>880</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>440</td> <td>550</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>宿泊室</td> <td colspan="3">1時間につき 330</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 映像設備については、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までをそれぞれ1回とする。 2 宿泊室については、宿泊を伴わない使用の場合に徴収する。（宿泊を伴わない宿泊室の使用は、午前10時から午後5時までとする。） 3 次の各号に掲げる場合（宿泊室を除く。）は、定額に当該各号に定める額を加算して徴収する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入場料等の徴収額が520円以下の場合は定額の2倍の額 (2) 入場料等の徴収額が520円を超える場合は定額の3倍の額 (3) 入場料等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）を行う場合は定額の2倍の額 (4) 物品を販売する場合は定額の5倍の額 4 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料を徴収する。 	種別	使用区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	大研修室	2,750	4,950	6,600		映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円の使用料を加算して徴収する。			研修室1	880	1,100	1,650	研修室2	880	1,100	1,650	調理実習室	880	1,100	1,650	展示ホール	440	550	820	宿泊室	1時間につき 330		
区分	金額（1時間につき）																																													
多目的室1	250円																																													
多目的室2	250円																																													
多目的室3	170円																																													
展示ホール	80円																																													
種別	使用区分																																													
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																											
大研修室	2,750	4,950	6,600																																											
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円の使用料を加算して徴収する。																																													
研修室1	880	1,100	1,650																																											
研修室2	880	1,100	1,650																																											
調理実習室	880	1,100	1,650																																											
展示ホール	440	550	820																																											
宿泊室	1時間につき 330																																													

別表第2（第6条関係）

交流館浴室使用料

金額		
大人（中学生以上）	小人（小学生）	小学生未満
1回につき 600円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイトを使用する者に限る。）は、半額とする。	1回につき 300円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイトを使用する者に限る。）は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
回数券12枚つづり 6,000円	回数券12枚つづり 3,000円	

別表第3（第6条関係）

冷暖房使用料

種別	金額（1時間につき）	
	冷房	暖房
多目的室1	270円	160円
多目的室2	270円	160円
多目的室3	160円	110円

備考

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。

別表第2（第6条関係）

きらら交流館浴室使用料表

区分	金額		
	大人（中学生以上）	小人（小学生）	小学生未満
宿泊しない者	1回につき 520円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。）は、半額とする。	1回につき 260円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者（サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。）は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
	回数券12枚つづり 5,200円	回数券12枚つづり 2,600円	
宿泊する者	無料		

別表第3（第6条関係）

きらら交流館宿泊室使用料表

ア 第4条第2号に規定する宿泊

（単位：円）

区分	金額（1室1泊）
洋室	5,500
和室	7,700

イ 第4条第3号に規定する宿泊

(単位：円)

区分	金額（1人1泊）	
洋室及び和室	1人1室利用	5,500
	2人1室利用	4,400
	3人以上1室利用	3,300

別表第4（第6条関係）

冷暖房使用料

(単位：円)

種別	使用区分	金額（1時間につき）	
		冷房	暖房
大研修室		990	660
研修室1		270	160
研修室2		270	160
調理実習室		270	160
宿泊室		270	160

備考

- 1 使用時間に1時間未満が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 2 宿泊室については、宿泊を伴わない使用の場合に徴収する。

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決処分の概要

令和 5 年 5 月 1 7 日 税務課

1 専決処分日 令和 5 年 3 月 3 1 日

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定を除き、4 月 1 日から施行されるため、同法に準じ、所要の改正を行う。

3 専決処分する主な内容

(1) 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

ア 附則第 1 0 条、附則第 1 0 条の 2

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設です。これは、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めている「わがまち特例」で「零（ゼロ）」と定めていたものを削除し、地方税法の改正で直接、固定資産税（償却資産）の特例として規定したものです。

適用要件	取得期間	特例割合	適用期間
① 先端設備等導入計画	R5. 4. 1～R7. 3. 31	1 / 2	3 年間
② 先端設備等導入計画 及び給与 1.5%増	R5. 4. 1～R6. 3. 31	1 / 3	5 年間
	R6. 4. 1～R7. 3. 31	1 / 3	4 年間

イ 附則第 1 0 条の 2、附則第 1 0 条の 3

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設により新たに規定されたもの。これは、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めている「わがまち特例」で国の参酌基準と同じである「3分の1」と定め、固定資産税の特例を規定するもの。（新築後 2 0 年以上経過し、大規模改修工事を過去に 1 回以上行っている 1 0 戸以上のマンションであること）

ウ 附則第16条

環境性能の優れた電気自動車等（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例について2～3年間延長します。

			軽 減 率		
軽 四 輪	乗用	自家用	75%軽減	—	—
		営業用		50%軽減	25%軽減
	貨物	自家用		—	—
		営業用		—	—
	軽三輪（乗用営業用）			50%軽減	25%軽減

※1

※2

※3

- ※1：電気自動車、天然ガス自動車等
 ※2：2030年度基準90%達成
 ※3：2030年度基準70%達成・・・令和7年3月31まで
- } 令和8年3月31まで

エ その他、固定資産税等に係る特例措置の廃止、期間の延長及び災害特例の追加等です。

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

項ずれによる整理等の所要の改正及びバス事業者が路線維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置にある土地及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設に伴う改正

ア 法附則第15条第46項

変電・充電設備等の用に供する土地に係る固定資産税の減額措置の創設により新たに規定されたもの。